

5 組織変更等の提出書類等

| 区分 | 説明 | 申請区分 | 提出書類 |
|---|--|---|--|
| 1.吸収合併 会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいいます。 | 有資格者A社が有資格者B社を吸収合併する場合 ※合併後の職種及び業種並びに登録団体は、A社とB社の登録内容の合算 | (1)吸収合併申請書(資格有・資格有) (様式第13号の8) | ①合併契約書 ②株主総会議事録 ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写) |
| | 無資格者A社が有資格者B社を吸収合併する場合 ※承継する職種及び業種並びに登録団体は、吸収した有資格者B社の登録内容 | (1)吸収合併申請書(資格無・資格有) (様式第13号の9) (2)職種別新規申請書 | ①合併契約書 ②株主総会議事録 ③職種別新規申請に伴う書類一式 |
| | 有資格者A社が無資格者B社を吸収合併する場合 ※合併により取扱う業種が増えたとしても随時追加は不可。中間審査で申請 | 合併に伴い本社(店)情報又は委任営業所情報に変更がある場合は、それぞれの変更申請 | 左記申請に伴う書類一式 |
| 2.新設合併 2以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいいます。 | 有資格者が有(無)資格者と合併し、新会社となる場合 ※承継する職種及び業種並びに登録団体は、合併前の有資格者の登録内容の合算 | (1)新設合併申請書(資格有(無))(様式第13号の10) (2)職種別新規申請書 | ①合併契約書 ②株主総会議事録 ③職種別新規申請に伴う書類一式 |
| 3.吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいいます。 | 有資格者A社がB社とC社に分割され、分割後のB(C)社を既存の有資格者D社が吸収する場合 ※承継する職種及び業種並びに登録団体は、B(C)社とD社の登録内容の合算 | (1)吸収分割申請書(資格有・資格有) (様式第13号の11) (2)合併に伴い本社(店)情報又は委任営業所情報に変更がある場合は、それぞれの変更申請 | ①分割契約書 ②株主総会議事録 ③左記(2)申請に伴う書類一式 |
| | 有資格者A社がB社とC社に分割され、分割後のB(C)社を既存の無資格者D社が吸収する場合 ※承継する職種及び業種並びに登録団体は、B(C)社の登録内容 | (1)吸収分割申請書(資格有・資格無) (様式第13号の12) (2)職種別新規申請書 | ①分割契約書 ②株主総会議事録 ③職種別新規申請に伴う書類一式 |

| 区分 | 説明 | 申請区分 | 提出書類 |
|---|--|---|--|
| 4.新設分割 1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいいます。 | 有資格者A社がB社とC社に分割され新B(C)社となる。 ※承継する職種及び業種は、A社が登録していた業種の分割承継後のB(C)社の業種。登録団体は、有資格者A社を承継 | (1)吸収分割申請書(資格無・資格有)(様式第13号の13) (2)職種別新規申請書 | ①分割契約書 ②株主総会議事録 ③職種別新規申請に伴う書類一式 |
| 5.事業譲渡 1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を既存又は新たに設立する会社に譲渡することをいいます。 | 有資格者A社が有資格者B社に全部又は一部の事業を譲渡する場合 ※譲渡後の職種及び業種並びに登録団体は、A社とB社の登録内容の合算 | (1)事業譲渡申請書_(資格有・有)(様式第13号の14) | ①事業譲渡契約書 ②株主総会議事録(特別決議をした場合) ③譲渡に伴う許認可の変更書類 |
| | 有資格者A社が無資格者B社に全部又は一部の事業を譲渡する場合 ※譲渡後のB社の職種及び業種並びに登録団体は、A社の登録内容 | (1)事業譲渡申請書_(資格有・無)(様式第13号の15) | ①事業譲渡契約書 ②株主総会議事録(特別決議をした場合) ③職種別新規申請に伴う書類一式 |
| 6.法人成り 個人事業主が法人を設立し、法人組織において事業を行なうことをいいます。 | A個人事業主(資格有)が法人化しB社となる場合 | 法人成申請書(様式第13号の16) | 職種別新規申請に伴う書類一式 |
| 7.個人成り 法人を解散し、個人事業主になることをいいます。 | A社(資格有)がB個人事業主となる場合 ※資格は消失する。中間審査で再審査 | 個人成申請書(様式第13号の17) | ①許可等廃止届(該当する場合) ②解散登記又は清算結了登記 |
| 8.資格取下げ 廃業等の理由により保有している資格の一部又は全部を取下げることを行います。 | 有資格者が参加資格を取下げの場合 | 取下げ申請書(様式第13号の18) | ①許可等廃止届(該当する場合) ②専任技術者変更届又は専任技術者証明書(建設工事の場合) |